

令和3年度第8回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月29日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

2番	原	恵子	3番	秋山	啓治
----	---	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (4) 農地造成工事届出について

9 議案

議案第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

会議の状況

【議長】

それでは皆さんおはようございます。毎回ご出席ありがとうございます。朝方は冷え込みが強くなりましたので風邪などひかぬようお気を付けてください。先日出席した農業会議の常設審議委員会で、タブレット端末について説明がありました。早ければ来年の8月にも配布できる見込みのとのことでしたが、タブレット自体は買い取りのようなので費用が掛かると、データの更新も1・2年に一回必要ということです。実際のところいつ来るかは分からないということですが、タブレットがあれば農地パトロールも非常に楽になるかと思えます。そういう情報がありましたので、共有しておきます。では第8回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名で全員です。

ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第8回総会の議事録署名委員につきましては、2番原恵子委員、3番秋山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項が(1)(2)(3)(4)とありますが、こちらをまとめて説明してもらって、質問等があれば最後に受けさせていただきますので、事務局よろしく願いいたします。

【事務局】

— 報告事項(1)朗読 —

それでは説明いたします。

このたび、令和3年10月13日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望があるため、新規就農者等の規模拡大を考えている農業者に対して、あっせんを図っていきます。

なお、この届出の受理通知書を令和3年10月15日付で発行しております。

以上でございます。

— 報告事項(2)朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、二宮の心泉学園の北側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、駐車場敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

— 報告事項(3)朗読 —

それでは説明いたします。

No.1になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、山西の町立体育館

の北に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きまして No. 2、No. 4、No. 5、No. 6 になります。土地が近接しており、転用目的も全て同じであるため併せてご説明いたします。関係資料位置図の地図 3 をご覧ください。場所は、松根の松根台公園の北東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

最後に No. 3 になります。関係資料位置図の地図 4 をご覧ください。場所は、二宮の栗谷前バス停の西側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります
以上でございます。

— 報告事項（4）朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図 5 をご覧ください。

場所は、山西のふれあい農園の南側にある市街化調整区域の農用地区域内の農地です。

造成の内容は、土地を現況から 30 cm～70 cm の盛土をするものです。

すでに工事が始まっており、12月30日までが工事期間となっております。

農地造成終了後は、オリーブ等の果樹を耕作する予定とのことです。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。以上の報告について、ご質問等ある方いらっしゃいませんか。

【委員】

相続の報告の件ですが、場所は小田原と二宮の境にある土地だと思います。これだけの面積を相続で農業委員会のあっせん有りが出てきているので、小田原市の農業委員会と連携するのも良いのではないかと思います。それともう一点、相続人のみ記載されていると、誰が所有していた土地か想像がつかないので、被相続人名を併記するのは可能ですか。

【事務局】

あっせん有りで町の境になるところは、隣接している自治体と連携していきたいと思えます。また、次回以降から被相続人の名前を併記させていただきます。

【委員】

是非お願いします。

【議長】

最後の農地造成ですが、農転が必要な場合と必要ない場合の違いを教えてください。

【事務局】

農地造成にかかる農地転用については、県の事務処理要綱において軽易な農地造成にあたるものについては、届出で構わないということになっております。軽易な農地造成の範囲については、農地造成工事を含めた耕作の中断期間が概ね3か月以内であること、農地造成面積が概ね1,000㎡以内であること、盛土高・切土高が基準となる土地の高さから1m以内であるものとなっております。

【議長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

相続の報告で農業委員会のあっせんが有りだった場合は、住所のみだと場所が分からずあっせんがし辛いので、参照で地図を付けていただけると良いと思います。

【事務局】

今後は参照で地図を付けさせていただきます。

【議長】

以上の4件につきましては、報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第10号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第10号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

橘川委員、お願いします。

【委員】

11月15日に農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は一色の西峯の2筆、林ノ脇の2筆および御堂ノ上の4筆の計8筆となっております。

対象地では、みかんが栽培されており、農地として適正に利用されておりました。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、説明いたします。本案件は、相続税の納税猶予制度によるものです。

相続税の納税猶予制度とは、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用している場合、相続税の猶予を受けられる制度です。特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなりますが、平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要がある、届出には、農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

議案第10号関係資料をご覧ください。当案件の地図を添付しております。申請者は平成21年に8筆の農地、面積合計7,355㎡について納税猶予の特例の適用を受けております。対象地は、現地確認報告にもありましたように、みかんが栽培され、適正に管理されておりました。以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・ご意見がある方は挙手をお願いいたします。

みかんが栽培されているということですが、ご意見無いということによろしいですね。

これよりお諮りします、議案第10号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」といいたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時55分閉会